

証券コード 8410
平成21年6月1日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 安齋 隆

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第8期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sevenbank.co.jp/about/ir/stock/index.html>）に掲載させていただきます。

添付書類

第8期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は、セブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「ATM」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまに入出金サービスを提供するという事業を展開しております。

また、主に個人のお客さまを対象に、ATMとリモートバンキングのサービスが一体となった身近で便利な預金口座を提供しております。また、イトーヨーカドー内に展開している有人店舗「みんなの銀行窓口。」やインターネットホームページ「みんなのマネーサイト。」において、他社の商品・サービスを提供するという、銀行代理業務、取次ぎ業務及び金融商品仲介業務を行っております。

金融経済環境

わが国の経済は、米欧発の金融危機に端を発した信用収縮の影響等から、昨夏以降急速に悪化しました。さらに、急速な円高の進行による輸出低迷等もあり、企業収益は大幅に落ち込んでおります。こうした中、企業の業況感の著しい悪化を受け、雇用・所得環境は厳しさを増しており、個人消費が弱まっているほか、住宅投資も減少しております。また、公共投資も低調に推移しております。

この間、銀行業界では、金融危機に起因する損失の発生や信用リスクの高まりを映じた引当金積み増し等により、自己資本の増強やさらなる経営効率化が避けられない状況となっております。

当年度における事業の経過及び成果

① ATM事業の状況

当年度も提携先の拡大やサービスの拡充のほか、セブン&アイHLDGS.グループ（以下、「グループ」という）内外へのATM設置の推進等により、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当年度は、新たに中京銀行・韓国外換銀行（平成20年4月）、じぶん銀行（同年7月）、関西アーバン銀行（同年10月）のほか、信用金庫6庫、信用組合6組合と提携いたしました。

た。この結果、平成21年3月末現在の提携先は、銀行95行（注1）、信用金庫264庫（注2）、信用組合127組合（注3）、労働金庫13庫、J Aバンク1業態、J Fマリンバンク1業態、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関49社の計566社（注4）となりました。

サービスの拡充については、お客さまが安心してご利用いただけるように、I Cカード対応先や暗証番号変更サービス等の導入先の拡大に努め、セキュリティ強化を推進いたしました。この結果、平成21年3月末現在、当社を含む63行4業態の発行するI Cカードでお取引が可能となりました。

また、A T M設置については、グループ内では、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのA T M増設（平成21年3月末現在の2台設置店舗は657店）を推進したほか、新たにそごう、西武百貨店、ロフト等への設置を開始いたしました。一方、グループ外への展開としては、空港や駅、ホテル、病院、商業施設、高速道路のサービスエリア等に新たに設置したほか、平成20年5月に日興コーディアル証券支店内のA T M運営・管理の一括受託を開始し、同年9月には新生銀行A T Mコーナーに当社A T Mを設置し共同A T Mコーナーとする取組みを開始する等、設置場所や設置形態を拡充いたしました。この結果、A T M設置台数は13,803台（前年度末比5.9%増）になりました。なお、平成20年9月末までに第2世代A T Mへの更新を完了いたしました。

以上の取組みの結果、当年度の総利用件数は555百万件（前年度比11.3%増）、A T M1日1台当たり平均利用件数は114.3件（同4.8%増）と堅調に推移いたしました。

- (注) 1. 平成21年3月末の提携銀行数は、前年度末（92行）から新規提携により4行増加、合併により1行減少し、95行となりました。
2. 平成21年3月末の提携信用金庫数は、前年度末（260庫）から新規提携により6庫増加、合併により2庫減少し、264庫となりました。
3. 平成21年3月末の提携信用組合数は、前年度末（122組合）から新規提携により6組合増加、合併により1組合減少し、127組合となりました。
4. J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしています。

② 金融サービス事業の状況

平成21年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は688千口座（前年度末比18.5%増）、預金残高は1,136億円（同22.8%増）となりました。このうち、普通預金は763億円（同14.2%増）、定期預金は372億円（同45.3%増）となりました。

代理・取次ぎ業務では、イトーヨーカドーの店舗内に設置している有人店舗「みんなの銀行窓口。」及びインターネット上に展開している「みんなのマネーサイト。」にて取扱商品・サービスの拡充を図りました。なお、「みんなのマネーサイト。」では、平成20年4月に複数の販売会社の投資信託500銘柄以上を検索・比較することができる「サクサク投信検索」サービスを開始いたしました。

③ 経営成績

当年度の経営成績は、経常収益が89,815百万円（前年度比7.3%増）、経常利益が28,751百万円（同16.6%増）、当期純利益が16,988百万円（同22.8%増）となりました。

経常収益の増加は、厳しい経済環境の下、A T Mの利用件数が堅調に推移したことによるものであります。一方、経常利益、当期純利益の増加は、減価償却費の増加を主因とする経常費用の増加を経常収益の伸びが上回ったことによるものであります。

④ 資産、負債及び純資産の状況

総資産は493,360百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が280,589百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として必要な有価証券が88,887百万円、A T Mを主とする有形固定資産残高が15,998百万円となっております。

負債は394,966百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）188,111百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が76,380百万円、定期預金残高は37,222百万円となっております。

純資産は98,393百万円となりました。このうち利益剰余金は36,057百万円となっております。

当社が対処すべき課題

景気低迷による所得・個人消費の減少、グループ内へのA T M設置や金融機関との提携一巡等から、今後、A T M台数及び利用件数の伸びの鈍化、A T M受入手数料単価の低下等が予想されます。

こうした中、当社では、A T M事業のさらなる強化とメリハリある投資等によるコスト・コントロールの徹底が課題となると認識しております。具体的な取組みは以下のとおりであります。

A T Mサービスについては、引き続きグループ内外へのA T M設置を推進してまいります。グループ内では、お客さまをお待たせしないように、利用件数の多いA T Mが設置されたセブン-イレブン店舗へのA T Mの増設をさらに進め、グループ外では、お客さまのニーズと投資効率のバランスを取りながら、駅やサービスエリア、商業施設等への設置を進めるとともに、他金融機関A T Mの運営・管理一括受託等にも積極的に取組んでまいります。また、お客さまにより安心してご利用いただけるよう、I Cカード対応先、暗証番号変更サービス等対応先の拡大に努める等、サービスの充実も図ってまいります。

金融サービスについては、お客さまのニーズを踏まえつつ、ビジネスの広がりを追求してまいります。「みんなの銀行窓口。」として展開している有人店舗では、代理・取次ぎ業務の取扱先、取扱商品の拡充を図るとともに、お客さまとの接点を拡大しつつコンサルティング機能を強化し、お客さまにとって価値ある商品を提供できるよう努めてまいります。また、「みんなのマネーサイト。」についても、商品の拡充により来訪者数の増加を図ってまいります。

当社ではこうした取組みを通じてA T Mサービス及び金融サービスの両面において、新たな価値を創造し、厚みのある収益構造を実現することにより、堅実にさらなる発展を続けていけるよう努力し、株主の皆さまの期待にお応えしてまいります。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
預 金	1,817	1,878	1,705	1,881
定期性預金	37	159	332	517
その他	1,780	1,718	1,373	1,363
社 債	150	750	750	600
貸 出 金	—	—	—	—
個人向け	—	—	—	—
中小企業向け	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	535	783	978	888
国 債	475	781	975	865
その他	60	1	2	22
総 資 産	3,613	5,327	4,881	4,933
内 国 為 替 取 扱 高	11,024	32,405	77,632	115,135
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —
経 常 利 益	百万円 19,409	百万円 25,021	百万円 24,650	百万円 28,751
当 期 純 利 益	百万円 10,590	百万円 12,667	百万円 13,830	百万円 16,988
1株当たりの当期純利益	円 銭 8,680 89	円 銭 10,736 56	円 銭 11,808 84	円 銭 13,924 60

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	308人	290人
平 均 年 齢	43歳1月	43歳2月
平 均 勤 続 年 数	3年4月	2年7月
平 均 給 与 月 額	440千円	441千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は嘱託及び臨時雇用を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
東 京 都	店 21 うち出張所 (3)	店 21 うち出張所 (3)
埼 玉 県	1 (1)	1 (1)
千 葉 県	2 (2)	2 (2)
合 計	24 (6)	24 (6)

- (注) 1. 営業所数の内訳は、本店1、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）及び有人店舗6出張所であります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを12,814か所（前年度末12,388か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において新設営業所はありません。なお、店舗外ATMを1,030か所新設し、604か所廃止しました。

ハ 銀行代理業者の一覧

当社を所属銀行とする銀行代理業者はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業者等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社三井住友銀行
株式会社千葉銀行
株式会社埼玉りそな銀行
ソニー銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	14,169
---------	--------

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
A T M	8,856
ソフトウェア	4,760

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有する当社の議決権比率	そ の 他
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	純粋持株会社	平成17年9月1日	百万円 50,000	% 47.78 (47.78)	—

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、間接保有割合であります。

なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

該当ありません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	19,000
第一生命保険相互会社	15,000
住友生命保険相互会社	9,000
日本生命保険相互会社	5,000
三井住友海上火災保険株式会社	5,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
安 齋 隆	代表取締役社長 〔担当〕 監査部	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 株式会社朝日新聞社監査役	—
若 杉 正 敏	取締役専務執行役員 人 事 部 長 〔担当〕 リスク統括室、調査 部、人事部		—
池 田 俊 明	取締役常務執行役員 シ ス テ ム 部 長 〔担当〕 システム部、システ ム企画室、事務局、 お客さまサービス部、 ATM業務管理部		—
二子石 謙 輔	取締役常務執行役員 企 画 部 長 〔担当〕 企画部、資金証券室		—
舟 竹 泰 昭	取締役執行役員 業 務 推 進 部 長 〔担当〕 業務開発部、業務推 進部		—
櫻 井 孝 穎	取 締 役 (社外)	第一生命保険相互会社相談役	—
大 橋 洋 治	取 締 役 (社外)	全日本空輸株式会社取締役会長 社団法人日本経済団体連合会副会長	—
田 村 敏 和	取 締 役 (社外)		—
佐 藤 信 武	取 締 役 (社外)	株式会社イトーヨーカ堂取締役副会長 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者	—
氏 家 忠 彦	取 締 役 (社外)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役専務執行役 員最高財務責任者 株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役専務執行役員企 画室管掌兼財務本部長 株式会社SEキャピタル代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役 社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ代表取締 役社長	—
田 中 英 夫	常 勤 監 査 役 (社外)		—
日 野 正 晴	監 査 役 (社外)	弁護士 駿河台大学法科大学院教授 株式会社ジャスダック証券取引所取締役	—
岸 本 幸 子	監 査 役 (社外)	特定非営利活動法人パブリックリソースセンター理事兼事務 局長	—
佐 藤 政 行	監 査 役 (社外)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス執行役員システム 企画部CVSシステムシニアオフィサー	—

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	259 (内 報酬以外の金額 55)
監 査 役	4名	31 (内 報酬以外の金額 1)
計	14名	290 (内 報酬以外の金額 56)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、以下の金額が含まれております。
- ① 当年度に係る役員退職慰労引当金繰入額12百万円（取締役11百万円、監査役1百万円）
なお、当社は平成20年6月18日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。上記の役員退職慰労引当金繰入額は、役員退職慰労金制度廃止前(平成20年4月から同年6月まで)に計上したものであります。
 - ② 平成20年6月18日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役5名に付与した新株予約権43百万円
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額13百万円を支払っております。
4. 取締役及び監査役に対する役員賞与金はありません。
5. 平成20年6月18日開催の株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役100百万円であります。また、取締役報酬額とは別枠で、取締役に対し付与されるストック・オプションの限度額は、60百万円であります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況
櫻井孝穎	第一生命保険相互会社相談役 同社は当社の株主であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 アサヒビール株式会社監査役（社外） 株式会社帝国ホテル取締役（社外）
大橋洋治	全日本空輸株式会社取締役会長 社団法人日本経済団体連合会副会長 日本原子力発電株式会社監査役（社外）
田村敏和	株式会社マダム取締役（社外）
佐藤信武	株式会社イトーヨーカ堂取締役副会長 同社は当社の株主であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者 同社は当社の株主であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 株式会社ロビンソン百貨店取締役 株式会社九大取締役 株式会社セブン&アイ出版取締役 セブン-イレブン, Inc. ディレクター
氏家忠彦	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役専務執行役員最高財務責任者 同社は当社の親会社であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役専務執行役員企画室管掌兼財務本部長 同社は当社の株主であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 株式会社S Eキャピタル代表取締役社長 同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ代表取締役社長 株式会社セブン&アイ生活デザイン研究所監査役
田中英夫	該当ありません。
日野正晴	株式会社ジャスダック証券取引所取締役（社外） 当社は同証券取引所に上場しております。 トーヨーカネット株式会社監査役（社外） 株式会社フジタ取締役（社外） 株式会社カーチスホールディングス監査役（社外） 株式会社かんぽ生命保険取締役（社外）
岸本幸子	該当ありません。
佐藤政行	株式会社セブン&アイ・ホールディングス執行役員システム企画部C V Sシステムシニアオフィサー 同社は当社の親会社であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。 セブン-イレブン中国有限公司董事 株式会社セブンインターネットラボ取締役

(注) 上記の記載以外には、当社との間に重要な取引はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
櫻井孝穎	平成13年4月から現在まで	当年度開催の取締役会14回のうち12回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
大橋洋治	平成20年6月から現在まで	就任後開催の取締役会11回のうち10回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
田村敏和	同上	就任後開催の取締役会11回全て出席	経営者及び大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
佐藤信武	平成13年4月から現在まで	当年度開催の取締役会14回のうち13回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
氏家忠彦	同上	当年度開催の取締役会14回のうち13回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
田中英夫	同上	当年度開催の取締役会14回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	常勤監査役として監査業務全般を担当しており、経営会議等の各種重要会議へ出席し、意見の表明等を行っております。
日野正晴	平成17年6月から現在まで	当年度開催の取締役会14回のうち13回出席 当年度開催の監査役会14回のうち13回出席	法律家としての見識を踏まえ、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した意見の表明等を行っております。
岸本幸子	同上	当年度開催の取締役会14回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	消費者としての視点から、経営方針、業務運営面の顧客保護を重視した意見の表明等を行っております。
佐藤政行	同上	当年度開催の取締役会14回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	システムの専門家としての視点から、経営方針、業務運営面のシステムリスクを重視した意見の表明等を行っております。

(3) 責任限定契約

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9名	64 (内 報酬以外の金額 2)	133

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」の金額として、当年度に係る役員退職慰労引当金繰入額2百万円（社外取締役0百万円、社外監査役1百万円）が含まれております。
なお、当社は平成20年6月18日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。上記の役員退職慰労引当金繰入額は、役員退職慰労金制度廃止前（平成20年4月から同年6月まで）に計上したものであります。
3. 社外取締役及び社外監査役に対する役員賞与金及びストック・オプションはありません。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,880,000株
	発行済株式の総数	普通株式	1,220,000株
(2) 当年度末株主数			20,861名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	株 303,639	% 24.88
株式会社イトーヨーカ堂	196,961	16.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	56,310	4.61
株式会社ヨークベニマル	52,400	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	37,674	3.08
株式会社ライフフーズ	30,000	2.45
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	23,313	1.91
株式会社三井住友銀行	15,000	1.22
第一生命保険相互会社	15,000	1.22
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	12,031	0.98

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 発行済株式の総数の10分の1以上の株式を有する株主2名を含め、上位10名の株主を記載しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①名称 株式会社セブン銀行第1回-①新株予約権 ②発行決議 平成20年6月18日(注) ③新株予約権の数 184個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式1株 ⑤新株予約権の払込金額 新株予約権1個当たり236,480円 ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たり1円 ⑦新株予約権の行使期間 平成20年8月13日から平成50年8月12日まで ⑧新株予約権の主な行使条件 取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 新株予約権の内容については、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正されており、上記表中にはかかる修正後の内容を記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人 (執行役員)	①名称 株式会社セブン銀行第1回-②新株予約権 ②発行決議 平成20年6月18日(注) ③新株予約権の数 21個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式1株 ⑤新株予約権の払込金額 新株予約権1個当たり236,480円 ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たり1円 ⑦新株予約権の行使期間 平成20年8月13日から平成50年8月12日まで ⑧新株予約権の主な行使条件 執行役員の地位を喪失した日(取締役就任の場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り行使できる。	3名

(注) 新株予約権の内容については、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正されており、上記表中にはかかる修正後の内容を記載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あずさ監査法人 指定社員 公認会計士 小澤 陽一 公認会計士 宮田 世紀	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 55 上記以外の報酬 該当ありません。	該当ありません。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を目標とし、配当回数については当事業年度から年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

- ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

8 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合には速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS.グループの一員として、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。取締役は、監査役の求めに応じ監査業務の補助者を置く。監査役は、内部監査部署に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう要請できる。

⑧ 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役の補助者の人事異動及び人事評価につき事前に取締役より報告を受け、必要ある場合にはその変更を取締役に申し入れることができる。

⑨ 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

該当ありません。

第8期末（平成21年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	280,589	預 金	188,111
現 金	274,388	普 通 預 金	136,073
預 け 金	6,200	定 期 預 金	51,795
コ ー ル ロ ー ン	29,000	そ の 他 の 預 金	242
有 価 証 券	88,887	譲 渡 性 預 金	41,200
国 債	86,593	借 用 金	69,000
株 式	2,294	社 債	60,000
そ の 他 資 産	62,882	そ の 他 負 債	36,381
前 払 費 用	286	未 払 法 人 税 等	7,204
前 払 年 金 費 用	115	未 払 費 用	3,982
未 収 収 益	7,331	前 受 収 益	1
A T M 仮 払 金	54,342	A T M 仮 受 金	22,677
そ の 他 の 資 産	806	そ の 他 の 負 債	2,515
有 形 固 定 資 産	15,998	賞 与 引 当 金	273
建 物	772	負 債 の 部 合 計	394,966
A T M	14,282	（純 資 産 の 部）	
その他の有形固定資産	944	資 本 金	30,500
無 形 固 定 資 産	14,777	資 本 剰 余 金	31,739
ソ フ ト ウ ェ ア	13,157	資 本 準 備 金	30,500
ソフトウェア仮勘定	1,605	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,239
その他の無形固定資産	14	利 益 剰 余 金	36,057
繰 延 税 金 資 産	1,291	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,057
貸 倒 引 当 金	△65	繰 越 利 益 剰 余 金	36,057
		株 主 資 本 合 計	98,296
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	48
		新 株 予 約 権	48
		純 資 産 の 部 合 計	98,393
資 産 の 部 合 計	493,360	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	493,360

第8期（平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
経常収益		89,815
資金運用収益	878	
有価証券利息配当金	587	
コールローン利息	277	
預け金利息	13	
役員取引等収益	88,741	
受入為替手数料	527	
A T M受入手数料	85,554	
その他の役員収益	2,659	
その他の業務収益	19	
外国為替売買益	19	
その他の経常収益	175	
その他の経常収益	175	
経常費用		61,064
資金調達費用	2,759	
預金利息	489	
譲渡性預金利息	490	
コールマネー利息	62	
借入金利息	705	
社債利息	1,011	
役員取引等費用	9,183	
支払為替手数料	232	
A T M設置支払手数料	8,541	
A T M支払手数料	351	
その他の役員費用	58	
その他の業務費用	80	
国債等債還損	74	
金融派生商品費用	6	
営業費用	48,891	
その他の経常費用	149	
その他の経常費用	149	
経常利益		28,751
特別利益		27
貸倒引当金戻入益	1	
リース解約損失引当金戻入益	25	
特別損失		41
固定資産処分損	41	
税引前当期純利益		28,736
法人税、住民税及び事業税	11,712	
法人税等調整額	36	
法人税等合計	11,748	
当期純利益		16,988

第8期（平成20年4月1日から）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
前事業年度末残高	30,500	30,500	1,239	31,739	26,755	88,994
当事業年度変動額						
剰余金の配当				-	△7,686	△7,686
当期純利益				-	16,988	16,988
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)				-		-
当事業年度変動額合計	-	-	-	-	9,302	9,302
当事業年度末残高	30,500	30,500	1,239	31,739	36,057	98,296

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
前事業年度末残高	△19	△19	-	88,974
当事業年度変動額				
剰余金の配当		-		△7,686
当期純利益		-		16,988
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	67	67	48	116
当事業年度変動額合計	67	67	48	9,418
当事業年度末残高	48	48	48	98,393

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
ATM	5年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

（追加情報）

取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成20年6月18日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分282百万円については、「その他の負債」に含めて表示しております。

5. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

当事業年度においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、貸借対照表等に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券86,593百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は716百万円であります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,049百万円
3. 1株当たりの純資産額 80,610円55銭
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機、電子計算機及びその周辺機器及びその他の事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①取得価額相当額	有形固定資産	7,690百万円
	無形固定資産	502百万円
	合計	8,193百万円
②減価償却累計額相当額	有形固定資産	5,247百万円
	無形固定資産	373百万円
	合計	5,620百万円
③期末残高相当額	有形固定資産	2,443百万円
	無形固定資産	128百万円
	合計	2,572百万円
④未経過リース料期末残高相当額	1年内	1,577百万円
	1年超	1,079百万円
	合計	2,657百万円
⑤支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料		2,027百万円
減価償却費相当額		1,934百万円
支払利息相当額		80百万円
⑥減価償却費相当額の算定方法		
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
⑦利息相当額の算定方法		
	リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
- (2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料	1年内	7百万円
	1年超	4百万円
	合計	12百万円

5. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△994百万円
年金資産（時価）	431
未積立退職給付債務	△562
未認識数理計算上の差異	648
未認識過去勤務債務	30
貸借対照表計上額の純額	115
前払年金費用	115
6. 関係会社に対する金銭債権総額	62百万円
7. 関係会社に対する金銭債務総額	27,253百万円

8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

なお、当社は資本準備金の額が資本金の額以上であることから、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
役務取引等に係る収益総額	659百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	103百万円
役務取引等に係る費用総額	8,348百万円
その他の取引に係る費用総額	6百万円
2. 1株当たり当期純利益金額	13,924円60銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	13,923円12銭

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 (百万円)	摘要
		前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末		
ストック・ オプションとしての 新株予約権			—			48	
合計			—			48	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124百万円	4,200円	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,562百万円	2,100円	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416百万円	利益剰余金	2,800円	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「株式」を記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	86,512	86,593	81	81	0
国債	86,512	86,593	81	81	0
合計	86,512	86,593	81	81	0

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当ありません。
7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券 非上場株式	2,294

8. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	86,593	—	—	—
国債	86,593	—	—	—
合計	86,593	—	—	—

(注)満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 48百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 (1) スtock・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数	(注) 普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	184	21
失効	—	—
権利確定	184	21
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	184	21
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	184	21

②単価情報

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	(注) 新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 236,480円

(注)新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株であります。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他関係会社	株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接 24.88%	A T M設置及び管理業務に関する契約 役員の兼任	A T M設置支払手数料の支払(注)1	8,348	未払費用(注)3	751
主要株主	株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区	40,000	スーパーストア事業	被所有直接 16.14%	A T M設置及び管理業務に関する契約 資金取引 役員の兼任	譲渡性預金の預け入れ(注)2	46,095	譲渡性預金	40,000
							譲渡性預金利息(注)1	357	未払費用	34

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人株主等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月25日

株式会社 セブン銀行
取締役会 御 中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月29日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 田 中 英 夫 ⑧

監 査 役 日 野 正 晴 ⑧

監 査 役 岸 本 幸 子 ⑧

監 査 役 佐 藤 政 行 ⑧

(注) 常勤監査役及び監査役はすべて、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 銀行法で定める業務範囲を全て含む趣旨を明確化すること、及び社債等登録法が廃止されたことに伴い、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますが、改めて現行定款第7条（株券の発行）を削除するものであります。
 - ② 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第9条（株主名簿管理人）を修正し、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 会社法の趣旨に則り、また株主総会の開催場所確保の観点から、現行定款第11条（招集地）を削除し、株主総会招集地の制限を撤廃するものであります。
- (4) その他、条数の繰上げ、文言の修正や加除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引</p> <p>(2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務</p> <p>(3) 国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 担保附社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式にかかる株券を発行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引</p> <p>(2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務</p> <p>(3) 国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第8条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(招集) 第10条 <条文省略></p> <p>(招集地) 第11条 当社の株主総会は、東京都において招集する。</p> <p>第12条～第49条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>(株式取扱規則) 第7条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(招集) 第9条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第10条～第47条 <現行どおり></p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	安 齋 隆 (昭和16年1月17日生)	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 (現任) 〔担当〕 監査部	414株
2	若 杉 正 敏 (昭和21年1月19日生)	昭和44年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部長兼人事部研修室長 平成9年10月 長銀証券株式会社専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーバーグ証券会社（現UBS証券会社）マ ネージングダイレクタ 平成11年6月 株式会社レナウン第二営業本部長 平成12年9月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 平成19年10月 当社取締役専務執行役員人事部長（現任） 〔担当〕 リスク統括部、調査部、人事部、金融犯罪対策室	238株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
3	二子石 謙 輔 (昭和27年10月6日生)	昭和52年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱 UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画部 長 平成14年1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀 行）五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年11月 当社取締役常務執行役員企画部長（現任） 〔担当〕 企画部、経理部、資金証券室	161株
4	舟 竹 泰 昭 (昭和31年11月29日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 平成13年12月 当社入社 平成14年10月 当社事業開発部長 平成18年5月 当社業務開発部長 平成18年6月 当社執行役員業務開発部長 平成18年10月 当社執行役員業務推進部長 平成20年6月 当社取締役執行役員業務推進部長（現任） 〔担当〕 業務開発部、業務推進部	127株
5	大 橋 洋 治 (昭和15年1月21日生)	昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成19年4月 同社取締役会長（現任） 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任）	1株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
6	田 村 敏 和 (昭和15年1月30日生)	昭和37年4月 野村證券株式会社入社 昭和59年11月 同社経理部長 昭和61年11月 同社管理部長 昭和62年12月 日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ）取締役企画部長 平成2年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 株式会社ジャフコ代表取締役専務 平成12年7月 学校法人産業能率大学常務理事 平成13年12月 産能大学（現産業能率大学）副学長 教授 平成14年4月 同大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成17年6月 産能短期大学（現自由が丘産能短期大学）副学長教授 平成20年6月 当社取締役（現任）	10株
7	佐 藤 信 武 (昭和13年8月8日生)	昭和39年11月 株式会社イトーヨーカ堂入社 昭和52年5月 同社取締役 昭和58年4月 同社常務取締役 昭和60年5月 同社専務取締役 平成5年5月 同社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役（現任） 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役副会長 平成15年5月 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者（現任） 平成21年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス顧問（現任） [他の法人等の代表状況] 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者	152株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
8	氏家忠彦 (昭和20年5月22日生)	昭和55年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成2年5月 同社取締役 平成9年5月 同社常務取締役 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成13年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役 平成15年5月 同社取締役専務執行役員 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役最高財務責任者 平成18年5月 同社取締役専務執行役員最高財務責任者(現任) [他の法人等の代表状況] 株式会社S Eキャピタル代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ代表取締役社長	154株

- 注1. 候補者佐藤信武氏は、当社の特定関係事業者である株式会社ヨークベニマルの代表取締役会長最高経営責任者を兼務しており、当社は同社とATM設置及び管理業務に関する事務委託契約を締結しております。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社ロビンソン百貨店、株式会社丸大及びセブン-イレブン、Inc. の取締役をそれぞれ兼務しております。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社イトーヨーカ堂において、平成21年5月まで取締役副会長として業務を執行しておりました。
2. 候補者氏家忠彦氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役専務執行役員最高財務責任者、株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターの代表取締役社長、株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループの代表取締役社長を兼務しております。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社S Eキャピタルの代表取締役社長を兼務し、当社は同社と機器のリース契約を締結しております。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン-イレブン・ジャパンにおいて、平成21年5月まで取締役専務執行役員企画室管掌兼財務本部長として業務を執行しておりました。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 候補者大橋洋治氏、田村敏和氏、佐藤信武氏及び氏家忠彦氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
- 大橋洋治氏は、全日本空輸株式会社の代表取締役、社団法人日本経済団体連合会副会長としての経験・識見等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 田村敏和氏は、野村證券株式会社でのアンダーライターとしての業務経験、株式会社ジャフコの代表取締役としての経験、産業能率大学教授としての専門知識・識見等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 佐藤信武氏は、当社の大株主である株式会社イトーヨーカ堂の副会長としての経験等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 氏家忠彦氏は、当社の大株主である株式会社セブン-イレブン・ジャパンでの取締役専務執行役員としての経験、及び同社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役としての経験等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。

6. 大橋洋治氏が取締役就任している全日本空輸株式会社は、平成20年2月から3月までに行ったプレミアムクラスの新聞広告に関し、景品表示法に違反する行為があったとして、平成20年8月、公正取引委員会より排除命令を受けました。
7. 大橋洋治氏、田村敏和氏、佐藤信武氏及び氏家忠彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大橋洋治氏及び田村敏和氏は1年、佐藤信武氏及び氏家忠彦氏は8年3ヶ月となります。
8. 社外取締役候補者大橋洋治氏、田村敏和氏、佐藤信武氏及び氏家忠彦氏の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております(ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします。)。各氏の社外取締役選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田中英夫氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
池田俊明 (昭和23年4月9日生)	昭和47年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成6年5月 同行システム部副部長 平成9年5月 同行室町支店長 平成11年4月 パートナーズ投信株式会社派遣 平成12年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） リテール統括部調査役 平成13年4月 当社取締役システム部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員システム部長（現任） 〔担当〕 システム部、ATMソリューション部、システム企画室、 事務企画部、事務部、お客さまサービス部、 ATM業務管理部	162株

注1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者池田俊明氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役を退任する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目 3 番 1 号
 東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
 電話 (03) 3432-1111(代表)



J R線・東京モノレール
 都営地下鉄三田線
 都営地下鉄浅草線・大江戸線
 都営地下鉄大江戸線
 東京メトロ日比谷線

浜松町駅から
 御成門駅 (A1 出口) から
 大門駅 (A6 出口) から
 赤羽橋駅 (赤羽橋口) から
 神谷町駅 (3 番出口) から

徒歩10分
 徒歩1分
 徒歩7分
 徒歩7分
 徒歩10分